

令和4年宇治田原町議会運営委員会

令和4年5月10日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 令和4年第1回臨時会について
- ①署名議員について
  - ②会期について
  - ③提出議案について
  - ④選任同意に係る所信聴取について
  - ⑤議事日程（第1号）及び（第2号）について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	9番	馬場	哉	委員
副委員長	7番	藤本	英樹	委員
	1番	浅田	晃弘	委員
	4番	山本	精	委員
	5番	山内	実貴子	委員
	12番	谷口	整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
総務担当理事		奥谷	明	君
企画財政課長		村山	和弘	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局	長	矢野	里志	君
庶務係	長	重富	康宏	君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、令和4年第1回臨時会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程により、ご協議をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

本町では、茶葉に霜の被害もなく、順調に摘採期まで気候が推移をいたしました。あちらこちらで新茶の香りがする活気あふれる季節をただいま迎えておるところでございます。

本日は大変ご多用の中、令和4年第1回臨時議会における議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

また、馬場委員長様、また、藤本副委員長様におかれましては、ご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

臨時会提出議案につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、条例関係3件、人事関係1件、報告5件でございます。

どうかよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

では、これより議事に入ります。

日程第1、令和4年第1回臨時会についてを議題といたします。

1番、署名議員について事務局からお願いいたします。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） 改めまして、おはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今臨時会につきましては、3番、宇佐美まり議員、8番、森山高広議員をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（馬場 哉） それから、続きまして、2番、会期についてでございます。

会期については、招集日を5月17日火曜日とし、5月18日水曜日までの2日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認め、5月17日から18日までの2日間といたします。

3番、提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、私のほうから議案等のご説明を申し上げたいと存じます。

このたびの臨時会をお願いを申し上げたい案件といたしましては、4議案、5報告でございます。議案等の内訳といたしまして条例関係が3件、改正が1件と専決処分をさせていただいた件が2件の合計3件でございます。そして人事関係が1件、そして報告案件が5件という内容でございます。

それでは、個々の議案についてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、概要のほうをご覧くださいと存じますが、今回の改正でございますけれども、令和3年度の人事院勧告に基づく改正でございますが、この人勤に基づきます期末手当の減額措置につきましては、去る令和3年11月に開催いただきました第2回臨時会におきまして、町特別職の職員並びに町議会の議員の皆様に係る改正について条例議案をご可決いただいたところでございますけれども、国家公務員に関する給与法の改正が、先般の11月中には間に合わないということになりましたため、本町におきましては、一般職の職員に関する改定につきましては議案提出を見送らせていただいた経過がございます。

その後、国家公務員につきましては、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額するとされましたことから、これに準じまして町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を提出させていただくものでございます。

内容につきましては、この概要のとおりでございますけれども、内容は、この（1）にございますように、まずは期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間4.45月から4.30月に、要はマイナス0.15月を減じるに改正いたしますとともに、（2）にございますように、令和4年6月期の期末手当の特例ということで、令和3年度の引下げに相当いたします額を、この令和4年6月の期末手当から減額する調整を行わせていただくものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第25号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてということで、これにつきましても概要のほうをご覧くださいんですけども、この条例改正につきましては、特に緊急を要するというので、地方自治法の規

定に基づきまして、令和4年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されまして、原則として4月1日から施行されましたことに伴い、改正法等に併せて宇治田原町税条例の一部を3月31日までに改正する必要があったためでございます。

主な改正内容といたしましては、まず1つ目、固定資産税に係る改正ということで、省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充ということで、これまでですと、熱損失防止改修工事をされた住宅等につきましては減額措置があったわけですが、これにまたプラスいたしまして、高効率給湯器等の装置の取付工事等もその対象とするという改正でございます。

それともう一つが、後段にございます固定資産税の負担調整措置ということで、景気回復に万全を期するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして激変緩和の観点から、令和4年度に限りまして商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%で計算する、現行5%でございますけれども、評価額の2.5%で計算するところが大きな改正点でございます。

続きまして、議案第26号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてということで、こちらにつきましても概要のほうをご覧いただきたいんですけども、これも先ほどの税条例と同じように、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

これも法律が3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されたことに伴いまして、同日付で改正させていただく必要がありましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容といたしましては、保険税賦課限度額の改正ということで、被保険者間の税負担の公平性の確保及び中間所得者層の税負担の軽減を図る観点から、負担能力を有する高所得者層に応分のご負担を求めるため、賦課限度額を引き上げるということで、医療分を改正前の63万円から65万円、支援金分を改正前の19万円から20万円に変更するものでございます。

続きまして、議案第27号でございますけれども、こちらにつきましては、町長のほうからご説明を申し上げたいと存じます。

○委員長（馬場 哉） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 議案第27号、副町長の選任につきましては、現宇治田原町副町長

である山下康之氏の任期が本年5月31日をもって満了いたしますことから、同氏を再任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

山下氏におかれましては、平成30年6月1日から現在に至ります1期4年間副町長として本町行政の推進に尽力をいただいております、町職員としての豊富な行政経験を基に、高い識見と高潔な人格を有し、広く社会の情勢にも通じ、人望も厚く、副町長として最適任者でありますことから、再任させていただきたいと考えておりますので、ご審議を賜りまして、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 続きまして、私のほうから報告案件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第1号でございます。令和3年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これにつきましては、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算にて繰越明許費の設定を行いました役場庁舎跡地整備事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地都市公園整備事業費などに係ります繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令の規定により、報告するものでございます。

続きまして、報告第2号でございます。令和3年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

これにつきましては、令和3年度宇治田原町水道事業会計で繰越いたしました配水管移設等事業などに係る水道事業会計予算繰越計算書を調整いたしましたことから、地方公営企業法の規定により、報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第3号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

これにつきましても、令和3年度の宇治田原町下水道事業会計で繰越いたしました公共下水道管渠整備事業費に係る下水道事業会計予算繰越計算書を調整いたしましたことから、地方公営企業法に基づき、報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第4号でございます。和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてでございます。

本件につきましては、去る令和4年3月10日、町内の方でございますけれども、相手方所有の軽トラックが大字贅田小字永谷地内の林道御林山線を走行中、林道を横断し

ております側溝のグレーチングの蓋が跳ね上がりまして、通行された車両下部のオイルパンに損害を与えた事項に係ります和解及び損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の指定事項として、専決処分した内容につきまして同条2項の規定により、報告をさせていただくものでございます。

和解の相手方は専決処分に書いてあるとおりでございまして、損害賠償の額は38万7,464円でございます。この相手方様につきましては、おけが等はございませんで、車両の補償として専決処分させていただいた額をお支払いする、保険を私どもかけておりますので、その保険によりまして損害賠償をさせていただくというものでございます。

続きまして、報告第5号でございます。令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてでございます。

これにつきましては、地方自治法第221条第3項の法人であります城南土地開発公社につきまして、法第243条の3第2項の規定によりまして、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告させていただくものでございます。

以上、提出議案等のご説明とさせていただきます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、以上で提出議案について終わります。4番、選任同意に係る所信聴取についてでございます。

申合せ事項であります選任同意に係る人事案件の招致について、副町長は再任であることから、招致は行わないこととしたいと思いますが、執行部として出席されておりますので、あえての所信聴取は行わないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認め、あえての所信聴取は行わないことといたします。

5番、議事日程（第1号）及び（第2号）について、事務局から説明をお願いします。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、お手元に配付をさせていただいております令和4年第1回宇治田原町議会臨時会議事日程（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

令和4年5月17日火曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、3番、宇佐美まり議員、8番、森山高広議員にお願いをさせていただき予定としております。

次に、日程第2、会期の決定でございますが、これも先ほど委員長のほうからご確認をいただきました、令和4年5月17日から18日の2日間とさせていただきたく思っております。

この会期の決定の後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、その後に、4月の定期人事異動に伴います管理職員の紹介、本会議出席の異動対象者につきましてはの紹介を副町長よりお願いをする予定としております。

なお、お手元のほうに管理職の議場の配席図のほうをお配りをさせていただいておりますので、ご確認のほうよろしくをお願いいたします。

次に、日程第3から日程第7、報告第1号から第5号でございますが、一括議題ということで、町長より一括の報告をしていただく予定としております。報告案件になりますので、報告のみという形で対応したいと思います。

次に、日程第8及び日程第9、議案第25号及び議案第26号の地方自治法第179条に基づきます専決処分2議案につきまして一括議題とさせていただきまして、提案理由の説明後、専決処分ですので、この2議案につきましては、所管委員会への付託を行わずに説明にとどめまして、質疑、討論、採決は18日に予定をしているところでございます。

続きまして、日程第10、議案第27号、副町長の選任につきましては、提案理由の説明にとどめ、開会日の議事日程が終了した後、全員協議会を開催いただき協議いただきたいというふうに考えております。質疑、討論、採決につきましては18日に予定をしているところでございます。

次に、日程第11、議案第24号につきましては、提案理由の説明後、付託前質疑を行いまして、総務建設常任委員会に付託をさせていただきたく考えているところでございます。

17日の本会議につきましては、以上の予定でございます。

続きまして、議事日程の第2号でございます。お手元のほうにお配りをさせていただいておりますが、17日の会期の決定によりまして17日、18日が確定をいたしますので、この第2号の議事日程につきましては、18日に議席のほうへ配付をさせていた



だきたく考えております。令和4年5月18日午前10時が開議という形で、日程第1につきましては、議案第25号、専決処分についての質疑、討論、採決を予定させていただいております。

日程第2につきましても、議案第26号、専決処分についての質疑、討論、採決を予定をさせていただいております。

日程第3、議案第27号、副町長の選任につきましては、委員会への付託を行っておりませんので、直ちに質疑、討論を行い、採決を予定をしております。なお、議案第27号の副町長の選任の同意後、副町長から挨拶を受けたいというふうに考えております。

続きまして、日程第4、議案第24号につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行いますことから、藤本委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案について討論、採決を予定をさせていただいております。

なお、議案に対する質疑、討論の有無につきましては、17日の総務建設常任委員会終了後、直ちに通告書を提出いただく予定としておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

日程第5につきましては、閉会中の継続調査の申し出でございますが、従来どおり議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会活性化特別委員会、広報編集委員会からの継続調査の申し出を提出いただく予定としておりますので、日程第5の議事日程に上げさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、18日の本会議において質疑及び討論を予定されている方については、第1日目、17日の総務建設常任委員会終了後、直ちに通告書を議長宛て提出することといたしたいと思っております。

以上で、日程第1、令和4年第1回臨時会については終わります。

次に、日程第2、その他について、この際何かございましたらご発言をお願いいたします。何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） 執行部何か。

（「特になし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） では、これもちまして、今臨時会に付議されました事件の議会運営委員会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前10時20分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長            馬   場            哉